

様

# 平成28年度 政府施策に関する提案・要望書



世界遺産を目指す「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」



世界遺産を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」

平成 27年 6月

 長崎県



長崎県政の推進につきましては、日頃から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、企業部門に改善がみられるなど、緩やかな回復基調が続いております。

ただし、海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があります。

一方、本県の景気は「緩やかに回復基調を続けている」とされているものの、依然として有効求人倍率は全国と比べると低い状況が続いております。

そのため本県では、国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」と一体的に予算編成を行い、新たに措置された「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用して、地方創生に向けた先行的な施策や消費喚起施策等を積極的に進めております。

また、直面する人口減少、地域活力の低下といった構造的な課題に対応するため、「人口減少対策」及び「県民所得向上対策」にしっかりと取り組むこととし、少子化対策や県外からの移住促進策を充実させるとともに、若者が地域に住み続けられる豊かな暮らしの実現を目指し、力強い産業の育成と良質な雇用の場の創出に向けて、本県の各産業を活性化させる施策の推進に力を注いでいるところであります。

このような取組を着実に進めていくためには、国のご理解とご協力が必要不可欠であることから、「平成 28 年度政府施策に関する提案・要望書」を取りまとめ、制度や事業の創設、本県の主要プロジェクトへのご支援などをお願いするものです。

本要望書の実現は、本県の総合計画に掲げる「人が輝く、産業が輝く、地域が輝く長崎県」の実現や地方創生の推進に欠かせないものであることから、国におかれましては、平成 28 年度の政府施策の決定や予算編成にあたりましては格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 6 月

長崎県知事 中村法道

長崎県議会議長 田中愛国

## 目 次

■長崎県総合計画に  
おける施策体系

■項目一覧

番号	項目（1～35：重点項目 36～72：一般項目）	頁
1	2つの世界遺産候補の登録実現について	1
2	国営諫早湾干拓事業について	3
3	カジノを含む統合型リゾート（IR）の導入について	7
4	離島振興対策の充実について	9
5	再生可能エネルギーの導入による地方創生の取組促進について	11
6	海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備促進について	15
7	子ども・子育て支援対策の充実について	17
8	地方創生・人口減少対策に必要な施策を講じるための財源措置の充実について	19
9	西九州自動車道の整備促進について	21
10	幹線道路（地域高規格道路・国道・県道・街路）の整備促進について	23
11	九州横断自動車道の4車線化について	25
12	地方創生の拠点となる港湾の整備促進について	27
13	長崎港松が枝地区国際観光船ふ頭の事業化について	29
14	本明川ダム及び石木ダム建設事業の促進について	31
15	九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備促進について	35
16	水産基盤及び農業生産基盤整備の促進について	37
17	佐世保港におけるすみ分けの早期実現について	43
18	「地域発の地域づくり」実現のための地方税財源の充実等について	45



## 目 次

■長崎県総合計画に  
おける施策体系

■項目一覧

番号	項目（1～35：重点項目 36～72：一般項目）	頁
19	私学助成の充実強化について	49
20	私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について	51
21	C I Q体制の強化について	53
22	宿泊施設の耐震化促進のための施策の充実について	55
23	燃油価格高騰対策について	57
24	水環境対策の推進について	59
25	原子爆弾被爆者援護対策等の充実について	61
26	離島・へき地における医師・看護師確保対策の充実について	65
27	電源三法交付金制度の見直しについて	67
28	有明海等再生のための総合的対策の実施について	69
29	沖合漁業等に係る支援・措置対策について	71
30	漁業経営安定対策について	75
31	TPPを含む農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について	77
32	安全・安心で強靱な県土づくりとインフラ老朽化対策の推進について	79
33	雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策と九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について	81
34	離島の学校教育の充実について	83
35	鷹島海底遺跡の保存と活用について	85

## 目 次

■人が輝く長崎県			■産業が輝く長崎県				■地域が輝く長崎県		
1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.
未来を託す子どもたちを育む	一人ひとりをきめ細かく支える	人を育てる、人を活かす	力強く豊かな農林水産業を育てる	次代を担う産業と働く場を生み育てる	地域の魅力を磨き上げる	アジアと世界の活力を呼び込む	「地域発の地域づくり」を進める	安全・安心で快適な地域をつくる	地域づくりを支えるネットワークをつくる
子どもたちの豊かな心と自立心を育て、個性や能力を伸ばす教育を進めます。	一人ひとりの思いや痛みを敏感に感じ取り、向き合いながら、日々のくらしをきめ細やかに支援します。	お互いが支え合いながら、様々な産業や地域づくりに取り組む人材を育てます。	地域の特性などを活かした収益性の高い農林水産業の実現や、付加価値の向上に取り組めます。	県内産業の生産性や競争力の向上などにより、定住につながる雇用の場を創り出していきます。	本県のソフトパワーである豊かな歴史、自然などの魅力を発信し、県内外から人を呼び集めます。	歴史や文化、人のつながりを活かし、今後も高い成長が見込まれるアジアの活力を本県に取り込みます。	地域のみなさんの声を十分にお聞きしながら、地域自らが進める、特色を活かした地域づくりを応援します。	県民のみなさんが癒しや安らぎを感じていただけるようなくらしづくりに取り組みます。	高速・広域交通体系の整備や地域の交通確保、県土の均衡ある発展をめざします。
★									
								★	
						★			
			★		★		★		★
	★							★	
	★							★	
			★	★				★	
			★					★	
			★						
			★						
			★						
			★					★	
								★	
★									
							★		

## 目 次

■長崎県総合計画に  
おける施策体系

### ■項目一覧

番号	項目（1～35：重点項目 36～72：一般項目）	頁
36	原子力災害対策について	87
37	高度情報化施策の推進について	91
38	島原・天草・長島架橋構想の推進について	93
39	地域公共交通確保維持改善のための制度の充実等について	95
40	長崎空港の活用推進について	101
41	半島振興対策の充実について	103
42	アジア各国の短期滞在査証の発給要件緩和等について	105
43	日韓友好に向けた「朝鮮通信使」の活用について	107
44	カネミ油症被害者の救済について	109
45	家電リサイクル法の施行に伴う離島地域の収集運搬に係る費用負担の軽減等について	111
46	大気汚染対策の国際的取組みの強化について	113
47	廃焼却施設の解体支援について	115
48	漂流・漂着ごみの対策について	117
49	介護保険制度における施策の充実強化について	119
50	重度障害者医療費助成制度の創設について	121
51	雇用対策について	123
52	地域イノベーション戦略支援プログラムの予算確保と事業継続について	125
53	情報処理技能者養成施設（いさはやコンピュータ・カレッジ）について	129
54	べっ甲原料の確保方策について	131

## 目 次

■人が輝く長崎県			■産業が輝く長崎県				■地域が輝く長崎県		
1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.
未来を託す子どもたちを育む	一人ひとりをきめ細かく支える	人を育てる、人を活かす	力強く豊かな農林水産業を育てる	次代を担う産業と働く場を生み育てる	地域の魅力を磨き上げ人を呼び集める	アジアと世界の活力を呼び込む	「地域発の地域づくり」を進める	安全・安心で快適な地域をつくる	地域づくりを支えるネットワークをつくる
子どもたちの豊かな心と自立心を育て、個性や能力を伸ばす教育を進めます。	一人ひとりの思いや痛みを敏感に感じ取り、向き合いながら、日々のくらしをきめ細やかに支援します。	お互いが支え合いながら、様々な産業や地域づくりに取り組む人材を育てます。	地域の特性などを活かした収益性の高い農林水産業の実現や、付加価値の向上に取り組めます。	県内産業の生産性や競争力の向上などにより、定住につながる雇用の場を創り出していきます。	本県のソフトパワーである豊かな歴史、自然などの魅力を発信し、県内外から人を呼び集めます。	歴史や文化、人のつながりを活かし、今後も高い成長が見込まれるアジアの活力を本県に取り込みます。	地域のみなさんの声を十分にお聞きしながら、地域自らが進める、特色を活かした地域づくりを応援します。	県民のみなさんが癒しや安らぎを感じていただけるようなくらしづくりに取り組みます。	高速・広域交通体系の整備や地域の交通確保、県土の均衡ある発展をめざします。
								★	
									★
									★
									★
							★		
						★	★		
	★								
								★	
								★	
								★	
	★								
	★								
	★	★							
		★		★					
		★							
				★					

目 次

■長崎県総合計画に  
おける施策体系

■項目一覧

番号	項目（1～35：重点項目 36～72：一般項目）	頁
55	漁業の安全操業確保への環境整備について	133
56	新規漁業就業者の確保・育成対策の充実について	135
57	水産多面的機能発揮対策について	137
58	東シナ海等における国際的資源管理の推進について	139
59	F R P 漁船の廃船処理対策について	143
60	森林吸収源対策の推進と林業公社に対する支援制度の拡充について	145
61	強い経営力を持った農林業経営体の育成に向けた施策の推進について	149
62	農協改革について	157
63	農業・農村政策について	159
64	鳥獣被害防止対策の強化について	163
65	まちづくり事業の推進について	165
66	義務教育に係る確実な財源保障について	167
67	教職員の人事権に係る現行制度の堅持について	169
68	高等学校等就学支援金制度における支給上限の撤廃について	171
69	公立学校施設の整備に係る財源の確保について	173
70	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助制度の充実について	175
71	特別支援教育の充実に必要な財源の措置について	177
72	県民の安全・安心を確保するための地方警察官増員について	179

## 目 次

■人が輝く長崎県			■産業が輝く長崎県				■地域が輝く長崎県		
1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.
未来を託す子どもたちを育む	一人ひとりをきめ細かく支える	人を育てる、人を活かす	力強く豊かな農林水産業を育てる	次代を担う産業と働く場を生み育てる	地域の魅力を磨き上げ人を呼び集める	アジアと世界の活力を呼び込む	「地域発の地域づくり」を進める	安全・安心で快適な地域をつくる	地域づくりを支えるネットワークをつくる
子どもたちの豊かな心と自立心を育て、個性や能力を伸ばす教育を進めます。	一人ひとりの思いや痛みを敏感に感じ取り、向き合いながら、日々のくらしをきめ細やかに支援します。	お互いが支え合いながら、様々な産業や地域づくりに取り組む人材を育てます。	地域の特性などを活かした収益性の高い農林水産業の実現や、付加価値の向上に取り組めます。	県内産業の生産性や競争力の向上などにより、定住につながる雇用の場を創り出していきます。	本県のソフトパワーである豊かな歴史、自然などの魅力を発信し、県内外から人を呼び集めます。	歴史や文化、人のつながりを活かし、今後も高い成長が見込まれるアジアの活力を本県に取り込みます。	地域のみなさんの声を十分にお聞きしながら、地域自らが進める、特色を活かした地域づくりを応援します。	県民のみなさんが癒しや安らぎを感じていただけるようなくらしづくりに取り組みます。	高速・広域交通体系の整備や地域の交通確保、県土の均衡ある発展をめざします。
		★	★						
			★						
			★						
			★					★	
			★					★	
			★						
			★						
			★						
★									
★									
★									
★									
★									
★									
★									
								★	

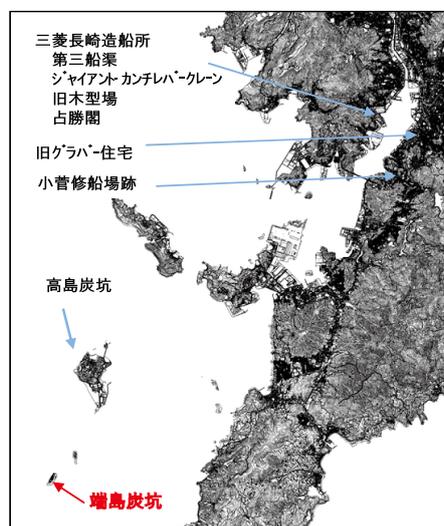
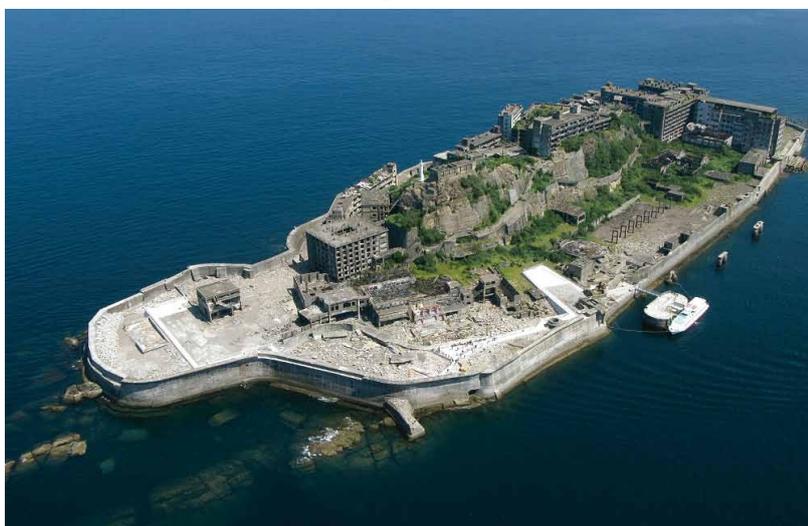
# 1 2つの世界遺産候補の登録実現について

【内閣官房、外務省、文部科学省】

## 【提案・要望の具体的内容】

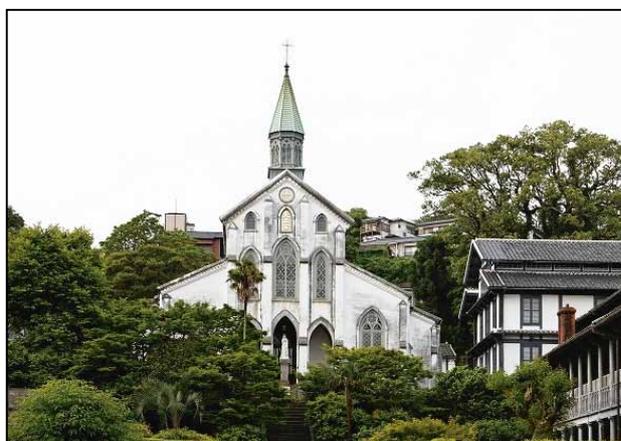
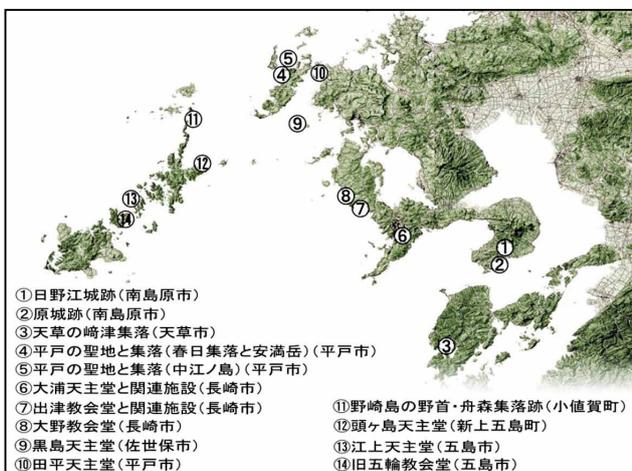
- 1 「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の平成27年の世界遺産登録、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の平成28年の登録が実現するよう国としてご尽力いただきたいこと
- 2 「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である「端島炭坑」の保存管理等について、専門的見地からの技術的支援を行うこと

### ○「明治日本の産業革命遺産」のうち長崎県内の構成資産



コンクリート建造物の風化が日々進行している「端島炭坑」

### ○「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産



平成27年3月に「信徒発見」150年を迎えた「大浦天主堂」

**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

長崎には、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」と「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の2つの世界遺産候補があり、構成資産を有する県市町をはじめ関係者が一体となって、「明治日本の産業革命遺産」の平成27年の世界遺産登録実現、「長崎の教会群」の平成28年の登録実現に向けて全力で取り組んでおります。

昨年1月に、国からユネスコに推薦書を提出していただいた「明治日本の産業革命遺産」については、去る5月4日にイコモスから「記載」勧告がなされたところであり、イコモス審査をはじめ登録実現に向けたこれまでのご尽力に対し厚くお礼申し上げます。6月末には、いよいよ登録の可否が決定される世界遺産委員会が始まります。

「長崎の教会群」については、今年1月に、閣議了解を経て、国からユネスコに推薦書を提出いただいたところであり、重ねてお礼申し上げます。今後実施されるイコモス現地調査等に適切に対応するため、国のご指導のもと、関係者が一丸となって万全の準備を整えることが必要です。

また、2つの世界遺産候補の構成資産の多くが離島・半島地域に点在しておりますが、これらの地域は人口流出や高齢化が進展する厳しい状況にあります。構成資産の保全との両立を図りながら、世界遺産登録をてこに、県民とともに地域活性化に全力で取り組むことが極めて重要です。

**【2】本県が望むことは以下のとおりです。**

**(1) 「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の平成27年の世界遺産登録、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の平成28年の登録が実現するよう国としてご尽力いただきたいことについて**

2つの世界遺産候補の構成資産の多くが離島・半島地域に点在しておりますが、これらの地域は人口流出や高齢化が進展し、一刻の猶予もならない状況にあります。世界遺産登録を契機に、その効果を地域振興につなげていくことが急務であり、「明治日本の産業革命遺産」の平成27年の登録、「長崎の教会群」の平成28年の登録と、2年連続での登録が実現するよう国としてご尽力いただきますようお願いいたします。

「明治日本の産業革命遺産」については、イコモスから「記載」勧告がなされたところですが、来る世界遺産委員会において「登録」の決議がなされるよう国としてご尽力いただきますようお願いいたします。

また「長崎の教会群」については、イコモス審査に適切に対応するため、関係県市町に対してご指導いただくとともに、登録実現に向けて国としてご尽力いただきますようお願いいたします。

**(2) 「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である「端島炭坑」の保存管理等について、専門的見地からの技術的支援を行うことについて**

「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のひとつである「端島炭坑」については、平成26年10月、高島炭鉱跡として国史跡に指定いただいたところです。

現在、長崎市において、適切な保存管理を行っていくため、高島炭鉱整備活用委員会を設置し、保存管理計画を策定するとともに、今年度末の整備活用計画の策定に向けた作業を行っておりますが、端島は日々風化が進行するコンクリート構造物を含む特殊な資産であり、引き続き、専門的見地からの技術的支援を賜りますようお願いいたします。

なお、具体的な整備の範囲やこれに要する経費については、長崎市において、整備計画を検討するなかで明らかにする予定です。その折には、あらためて財政面でのご支援をお願いしたく存じます。

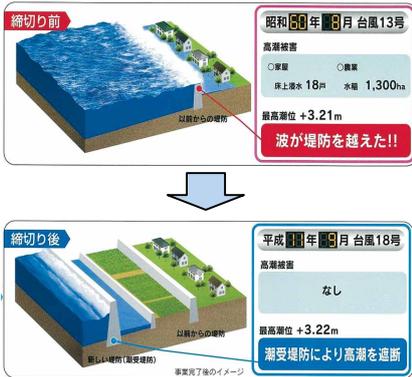
## 2 国営諫早湾干拓事業について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

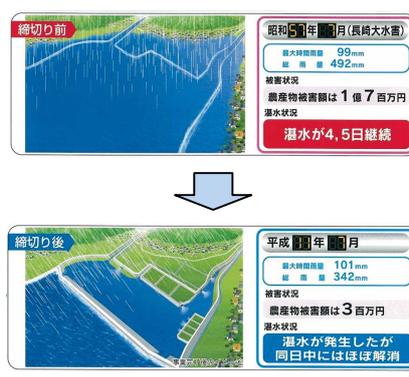
### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 潮受堤防排水門の開放差止を認めた仮処分決定では、次のとおり、前訴判決と事実上矛盾することを認めたとうえで、前訴判決後の環境アセスや事実関係を踏まえ下されたものであり、重大な司法判断が示されたものであることから、決定の重大性を踏まえ、開門方針を直ちに直視すること
  - ・ 前訴福岡高裁判決では認めていなかった開門による地元への甚大な被害発生を認めたこと
  - ・ 国が示す事前対策は、その実現性や効果があるとは認められないと認めたこと
  - ・ 一方、開門による諫早湾及び有明海の漁場環境改善の可能性は低く、開門してもその影響を抽出することが困難である等、開門調査の必要性は高くないこと
  - ・ 開門による甚大な被害と開門の公共性、公益性について比較検討し、前者が優先するとして、排水門の開放差止めが認められたこと
- 2 国は、福岡高裁確定判決の執行力の排除を求め、請求異議の訴えを起こされたが、その中で、開門の意義そのもの、すなわち、開門しても有明海の漁場環境の改善にはつながらないということを主張されていないため、しっかりと主張・立証し、勝訴していただく必要があること
- 3 漁業者が国に対し、即時開門と損害賠償を求めて提訴した小長井・大浦漁業再生請求事件の控訴審において、国は、先の福岡高裁確定判決では認められなかった漁業補償契約の有効性を主張して、開門請求と損害賠償請求の棄却を求めて争われており、早期に勝訴していただく必要があること
- 4 有明海の貝類等の漁業不振は、熊本新港、筑後大堰等の巨大大事業やノリの酸処理等の複合的な要因によるものであるにもかかわらず、これらの原因究明が未だなされていないことから、国の責務において、総合的な調査・研究を行うとともに、真の有明海再生に向けた抜本的な水産振興策を実施していただきたいこと
- 5 諫早湾干拓調整池の環境対策について、国は事業アセスで自ら掲げた調整池の水質目標を達成できるよう、次の事項を行うこと
  - (1) 農林水産省（九州農政局）は、「国営諫早湾干拓事業完了に伴う基本協定書」に基づき、水質保全対策への主体的な取組を行うこと
    - ・ 「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」への参画
    - ・ 調整池及び流入河川や水路の効果的な直接浄化対策の検討・実施及び検証
    - ・ 面源由来の流域負荷削減に向けた制度の整備と有効な技術の活用
    - ・ 流入河川及び調整池の水質等が原因となるアオコやユスリカの発生等に対する迅速かつ主体的・抜本的な対応・措置
  - (2) 生活排水処理施設の接続率向上を図るため、施設整備や負担軽減に対する財政支援を行うこと

○潮受堤防の締切り前後の高潮被害の比較



○潮受堤防の締切り前後の洪水被害の比較



○常時の排水改善効果



【1 開門方針の見直しについて】

○仮処分決定とは

地域の安全安心と生活の基盤を守るべく排水門の開門を阻止しようと、地域の農業者、漁業者、住民等が潮受堤防排水門開放差止請求訴訟を平成23年4月19日に長崎地方裁判所に提起されました。(原告数455名)

また、同年11月14日には、同訴訟の審理中にもかかわらず、国は一方的に開門を前提とした準備を継続しており、開門の危険が高まっているとして、これらの原告の方々が、同裁判所に開門差止めを求める仮処分の申立てを行い、その判断が、平成25年11月12日に長崎地方裁判所で出され、排水門の開放差止めが認められました。

国においては、今回の仮処分決定は、前訴福岡高裁判決後の環境アセスや事実関係を踏まえ下されたものであり、重大な司法判断が示されたものであることを踏まえ、開門の方針を見直しをいただくよう求めます。

○前訴福岡高裁判決とは

平成22年12月6日に福岡高裁で、「潮受堤防の防災機能は限定的なものである。さらに、各排水門を常時開放しても、防災上やむを得ない場合にこれを閉じることによって、その防災機能を相当程度確保することができる。」「代替水源を確保できる可能性も考えられ、干拓地のかんがい用水を確保するために潮受堤防の締切りが必要不可欠とまでは言えない。」「排水門の常時開放によって、漁業被害が発生する具体的危険性があること及び被害の程度等を認めることができない。」「国と漁協との補償契約については、契約書上、漁協の組合員は当事者となっていない。」などとして、判決確定の日から3年を経過する日までに、防災上やむを得ない場合を除き、諫早湾干拓地潮受堤防の北部及び南部各排水門を開放し、以後5年間にわたって同各排水門の開放を継続せよとする判決が下されました。

開門問題に関する話し合いについては、県や地元から環境アセスの結果を待って、開門の是非について慎重に判断するよう繰り返し要請していたにもかかわらず、当時の菅総理は環境アセスの結果を待つことなく、福岡高裁判決には重大な問題があったにもかかわらず、地元は一切の説明もなく、地元の強い上告要請も受け入れず一方的に判決を受け入れました。

【2 請求異議訴訟に勝訴するための主張立証について】

○請求異議の訴えとは

平成22年の福岡高裁の確定判決に基づく強制執行について、これを許さないことを求めて国が平成26年1月9日に請求異議の訴えを佐賀地裁に提起されました。

その判決が、平成26年12月12日に佐賀地裁で出され、国の請求が棄却されました。当該判決を受け、国は、同日、福岡高裁に控訴されました。

国は、控訴審において、佐賀地裁で主張されなかった開門の意義そのもの、すなわち、福岡高裁確定判決後に環境アセス等により判明した科学的知見など、これまでに主張されていないことを、しっかりと主張・立証していただくよう求めます。

### 【3 開門請求棄却判決を維持するための主張立証について】

#### ○小長井・大浦漁業再生請求事件とは

小長井町漁協と大浦漁協の一部の漁業者が、排水門の開門を求めた訴訟で、「潮受堤防により高潮を遮断する効果や、限定的ではあるものの、洪水時の防災効果や常時の排水不良対策効果を有するとともに、大規模で平坦な農地を提供し、農業用水を提供するという営農効果を有しており、事業の公共性が低いとは言えない」「開門請求原告らの漁業行使権は、漁業補償契約によりその一部が放棄又は制限されたものであり、制限の範囲を大きく超えるような侵害があったということとはできない。」などとして、開門請求が棄却されました。これは、これまでの本県及び地元関係者の主張の正当性が司法上認められたものです。国は、事業主体としての責任を放棄することなく、早期に勝訴いただく必要があります。

### 【4 有明海の漁業不振の原因究明及び真の有明海再生に向けた水産振興策の実施について】

#### ○有明海の貝類等の漁業不振の複合的な要因とは

諫早湾干拓事業着工の10年程前に既に貝類の漁獲高は半減しており、有明海の漁業不振は、有明海流域面積の約1/3を占める筑後大堰（諫早湾干拓調整池の約11倍）や有明海の湾口部に3kmの堤防を造った熊本新港の工事の時期、さらには、赤潮や貧酸素水塊の発生原因と指摘されているノリの酸処理の開始時期と重なっていることから、真の有明海再生のためには、これらの要因について調査・分析を行い、総合的に解明していくことが必要です。

なお、福岡高等裁判所の判決では、潮受堤防締切りと諫早湾及び近傍部を除く有明海全体の環境異変との因果関係を否定しています。また、長崎県知事、諫早市長、雲仙市長連名の質問状に対する平成23年1月28日付けの菅元総理の回答書でも「諫早湾及び有明海における漁獲量の減少要因としては、過剰な漁獲圧、温暖化による海水温の上昇、ナルトビエイの食害の増加等複数の要因があると指摘されているものの、未だ科学的・客観的に十分な解明がなされておらず」とされています。

### 【5 諫早湾干拓調整池の環境対策について】

#### ○「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」への参画とは

農水省（九州農政局）は、福岡高裁判決の開門義務を理由に第2期行動計画に参画する姿勢を示していないが、現状及びこれからの調整池の状況を踏まえ、本行動計画に正式に参画し、水質保全対策を中心とする各種対策に主体的に取り組むよう強く求めます。

#### ○調整池及び流入河川や水路の効果的な直接浄化対策の検討・実施及び検証とは

農水省（九州農政局）は、諫早湾干拓事業の実施者として、事業アセスにより掲げた水質目標値（COD 5mg/L、全窒素 1mg/L、全リン 0.1mg/L）の達成に向け、新たに水質浄化効果の高い直接浄化対策を構築し、すみやかに実施していただくよう強く求めます。

#### ○面源由来の流域負荷削減に向けた制度の整備と有効な技術の活用とは

流域負荷の大部分を占める面源からの負荷を削減するため、諫早湾干拓調整池のような閉鎖性水域においては、農業排水を集約して処理するような制度を整備し、有効な技術を構築されるよう強く望みます。

#### ○流入河川及び調整池の水質等が原因となる問題に対する迅速な対応・措置とは

流入河川及び調整池の水質に影響を及ぼす植物の定期的な除去など適正な管理と併せ、調整池では春から秋にかけてアオコやユスリカが発生し、周辺住民へ不安を与えている現実を踏まえ、発生した事象に迅速かつ主体的・抜本的に対応するとともに、原因となる水質汚濁除去対策等を講じていただくよう強く求めます。

#### ○生活排水処理施設の接続率向上を図るため、施設整備や負担軽減に対する財政支援とは

調整池流域の生活排水処理施設は、現在、接続率が77.2%で、接続率の向上、水質の改善のため、早期に下水道整備による区域拡大等を図っていく必要があります。

「有明海等特別措置法」が適用される生活排水対策重点地域として、下水道整備や個人浄化槽設置を促進するための必要な財源の確保と、下水道事業、浄化槽設置に対する交付率嵩上げ、補助基本額の拡大等により、市や個人の負担を軽減することを強く求めます。

日本一を受賞した小長井町のかき「華漣（かれん）」



小長井町北部排水門沖での潮干狩り



新干拓地でのキャベツの収穫作業



# 3 カジノを含む統合型リゾート（IR）の導入について

【内閣官房】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法制度の早期整備を図ること  
 なお、法制度の整備にあたっては、地方へのIR導入など地方創生の実現に貢献する内容を盛り込むこと
- 2 治安の悪化、青少年への悪影響、ギャンブル依存症の増加などの懸念される事項に対し、地方公共団体とも連携した対策を講じること
- 3 長崎地域を特定複合観光施設区域として選定すること

### IRが地方にもたらす効果

#### ① 「しごと」と「ひと」の好循環の創出

- ・東京周辺やゴールデンルートから地方への新たな人の流れを創出
- ・新しい「しごと」を生み出し、雇用を通じた定住人口の増加という「ひと」の流れを創出
- ・地元大学による地域の需要に沿った人材の育成

#### ② 地方経済への強いインパクト

- ・開発に伴う投資など高い経済効果による地方経済への貢献  
※試算結果  
 経済波及効果 約2,544億円  
 雇用誘発効果 11,062人  
※民間団体の最小限の開発を想定した試算であり、さらなる効果が期待される。
- ・納付金等による地域振興への貢献

#### ③ 広域観光周遊を促進し、地方の魅力が強力に発信

- ・地域連携により、自然、歴史文化など多様な観光資源を最大限に活用した観光エリアを形成
- ・自然・歴史・世界遺産などストーリー性のある広域周遊テーマの形成など情報発信力を強化

## 長崎県のポテンシャル

### ① アジアとの近接性

東アジアに最も近く、  
 3時間以内で到達できる都市人口は6,000万人超  
 ・空港（長崎、佐賀、福岡）の活用



### ② 国際的にメッセージ性の高い観光資源

豊富な歴史的資源  
 ・被爆地としての歴史  
 ・2つの世界遺産候補等

豊かな自然環境などの多くの観光資源（2つの国立公園など）



### ③ ハウステンボスとの相乗効果

高規格のリゾートとしてのインフラとノウハウを持つ観光拠点  
 （開発面積152ha、総投資額約2,500億円超）

年間約300万人の集客力

環境エネルギー、ロボット技術など観光にとまらない事業展開

東京五輪前にIR開業が可能



### ④ 行政、議会、民間の連携

行政、議会、民間の3者がIR導入推進の方向性で一致

産学官民連携体制の土壌  
 （長崎県世界遺産登録推進県民会議、佐世保未来創造フォーラムなど）



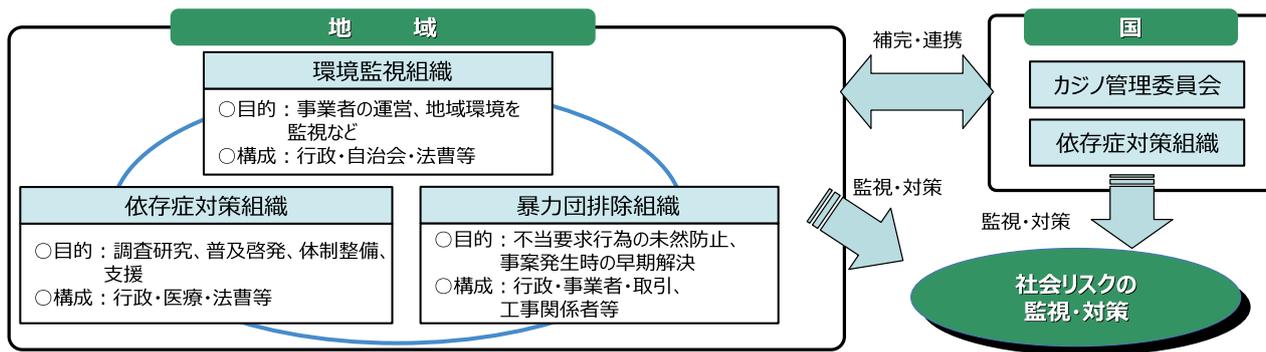
### ⑤ 九州広域の多様な観光資源との連携

多様な自然・歴史文化が近接

観光資源となりうる魅力的な乗り物（新幹線、観光列車など）

九州単位での観光振興の取組

## 【社会的リスク対策のイメージ（地域の体制整備）】



### 【1 地方創生の実現に貢献する法制度の早期制定について】

我が国の人口減少が、今後、急激に進むことが見込まれる中、特に、地方における人口減少対策は喫緊の課題であり、地域の特性を生かした地方創生に向けた取組を強力に推進していく必要があります。特に観光分野は大きな成長が見込める重要な地域産業分野として、その競争力強化を図る必要があり、東京周辺やゴールデンルートに集中する訪日外国人観光客を地方に呼び込むための広域観光周遊ルートの形成や国内外への発信力の強化が課題となっています。

一方、IRの導入は、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善にもつながることから、その法整備に向けた検討が進められています。こうしたIRを地方へ導入することは、大都市にはない地方の独自の自然、歴史文化、おもてなしなどの豊富な観光資源を最大限に活用した誘客、広域周遊の拠点的形成することとなり、良質な雇用の創出、交流人口、定住人口の増加など人口減少に歯止めをかける効果を発揮し、地方創生、観光立国に大きく貢献します。

法制度の検討にあたっては、大都市だけでなく地方への区域指定や施行に伴う納付金の地方公共団体による徴収や用途の決定など、地方創生にも貢献しうる制度設計を求めます。

### 【2 懸念される事項について】

#### ○懸念される事項に対し、十分な対策を講じることとは

「特定複合観光施設」に含まれるカジノ導入に伴うリスク対策は国の法令等による規制、事業者による自律的な規律が基本となりますが、地域としても国や事業者とともに必要な対策を講じていく必要があります。対策の実効的な施策実施のため、以下の項目にかかる制度構築を求めます。

#### ① 国・地方自治体が担うべき所掌、責任の明確化

社会的リスクに対して、まずは、国が主となって実行力のある基本的な対策・システムを構築し、地方自治体は国の役割を補完していく必要があります。対策にあたっては、国・地方自治体が担うべき所掌、責任を明確化することが必要です。

#### ② 地域の環境監視組織の構築

カジノの運営状況については、国により法令等に基づき、カジノ管理委員会が監視を行うこととなりますが、一方、地方自治体においても、重層的にカジノの運営状況を監視し、住民に対するの説明責任を果たすとともに、必要な場合、改善措置を講じていく必要があります。

#### ③ ギャンブル依存症対策の充実・強化

ギャンブル依存症対策については、相談・治療体制の充実や、青少年などへの教育・普及啓発、調査研究などを総合的に実施するための国レベルのギャンブル依存症対策組織の設置が必要と考えます。また、地域においても、国の組織の役割を補完し、より現場に即した対策を講じていく必要があります。国においては、地域のギャンブル依存症対策組織の設置についても、制度設計に盛り込み、必要な支援を行うべきと考えます。

### 【3 特定複合観光施設区域の選定について】

#### ○長崎県を特定複合施設区域に選定することとは

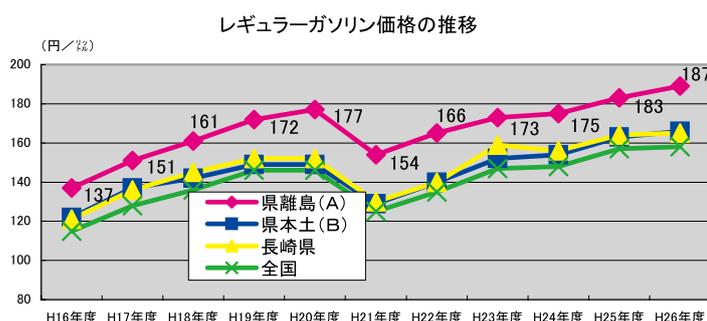
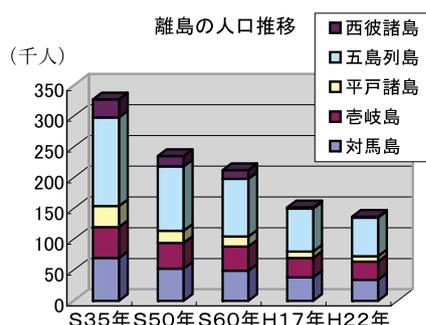
長崎県は、鎖国時代の出島など日本の海外へのゲートウェイとしての役割を古来より果たしてきた歴史的な交流基盤やアジアに最も近いという地理的近接性があり、アジア地域から高い集客力が見込まれるほか、設置候補地のハウステンボスには年間300万人の観光客が国内外から訪れており、IR設置による相乗効果によって安定的な集客と経営が見込まれること、福岡経済界を含め、北部九州が一体となって既に5年以上にわたりIR誘致活動を行っていること、単に一地域だけの経済効果ではなく、九州地域全体への波及効果・周遊効果をもたらす起爆剤とすることが可能であることなど、他地域にはない高い優位性を有しており、地方におけるIR導入のモデルとなり得る先進地域です。こうした日本を代表する国際観光地となるポテンシャルを有した長崎県を「特定複合観光施設区域」に選定することを求めます。

## 4 離島振興対策の充実について

【総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 国境離島は、国家的に特に重要な役割を果たす一方で、外縁部に位置することにより、地理的な不利条件が顕著に現れる厳しい環境にあることから、無人化を防止するため、国境離島に特別な措置を講ずるための新法の早期制定を図ること  
 なお、新法には、以下の内容を盛り込むこと
  - (1) 本土と同等以上の競争条件を実現するため、航路・航空路の運賃低廉化等の輸送環境、雇用環境、生活環境の抜本的改善策、並びに国境域の適正な管理に資する漁業活動に対する助成など、他の離島よりさらに強力な定住促進のための支援制度の創設
  - (2) 外国船舶による違法行為防止等のための体制の強化
- 2 抜本改正された離島振興法に基づく離島振興計画を推進するため、離島地域の創意工夫を活かした自立的発展の促進と定住促進等のための更なる振興施策として、以下の施策を講じること
  - (1) 離島地域がこれまで強く求めてきた人の往来等に要する費用の低廉化、エネルギー対策の推進など、離島振興法に盛り込まれた項目に関する施策の早期の具現化や充実
  - (2) 離島における地域活性化と定住促進を図るための「離島活性化交付金」について、離島地域からの要請に沿えるような対象事業の拡大と増額
  - (3) 重油や軽油、ガソリン等の燃油価格は依然として高い水準にあり、離島の基幹産業である農業や漁業の生産コストや人流・物流の輸送コストを押し上げ、産業や住民生活に多大な悪影響を及ぼしていることを踏まえた、減免措置や支援制度の創設等
  - (4) 人の往来及び物資の輸送に要する費用の低廉化のための離島航路航空路の整備に係る新法の制定の推進。なお、制度の構築に当たっては、現行の欠損補助等を維持したうえで、県・市町の財政負担の増加を抑制すること
  - (5) 離島の生活環境、道路の整備等のための公共事業予算の十分な財源確保
- 3 離島の豊かな地域資源を最大限に活用し、本土との格差是正・地域産業の振興・交流人口の拡大など先進的なモデル地域としての再生を目指すため、規制の特例措置だけではなく、税制・財政・金融上の支援措置を盛り込んだ「離島特別区域制度」を早期に創設すること



## 【1 国境離島振興について】

### ○他の離島よりさらに強力な定住促進のための支援制度とは

本土と同等以上の競争条件を実現するため、以下のような支援制度の創設を求めます。

- ・ 航路、航空路運賃について、JR運賃並みまで低廉化することを望みます。
- ・ 雇用機会の拡充を図るため、起業や事業拡大を行う事業者に対する立ち上がり支援（初期投資や事業が軌道に乗るまでのランニングコスト等の支援）を望みます。
- ・ 物価、医療、福祉、教育等の生活環境の整備・充実を望みます。
- ・ 我が国の領海、排他的経済水域等の適正な管理を図るため、密漁・密入国の監視等に重要な役割を担っている漁船の操業費用に対する助成を望みます。

### ○外国船舶による違法行為防止等のための体制の強化とは

我が国の領海及び排他的経済水域の保全強化を図るため、海上保安庁及び水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化を望みます。

## 【2 離島振興対策について】

### ○離島振興法に新たに盛り込まれた項目に関する施策の早期の具現化や充実とは

左記載のほか、介護サービスの確保や保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減、住民等の就業の促進、生活環境の整備等に関する施策の具現化やさらなる充実を望みます。

### ○「離島活性化交付金」の対象事業の拡大とは

離島の定住促進、地域の活性化に資するための「離島活性化交付金」については、離島地域自らの創意工夫を促すため、ハード整備事業や、航空機によるコスト支援など地方の裁量により幅広く使えるよう対象事業の拡大を望みます。

### ○燃油価格の減免措置や支援制度の創設等とは

漁船や農林業関係機械・施設、公共交通機関や自家用車等の移動手段といった産業活動などに必要な重油等の燃油価格は、依然高い水準のまま推移しており、離島の基幹産業である農林水産業の生産コストを押し上げ、産業や住民生活に多大な悪影響を及ぼしています。

よって、農林漁業用のA重油に係る石油石炭税の免税・還付措置の恒久化及び軽油引取税の免税の恒久化、本土と比較して割高になっているガソリン価格の本土との価格差を抜本的に是正するための揮発油税の減免等を望みます。

### ○離島航路航空路の整備に係る新法の制定の推進とは

離島航路航空路は、離島住民の生活の安定及び産業の振興に不可欠であることから、その維持・改善を図るべく、費用の低廉化のための新法「離島航路航空路整備法（仮称）」の制定を望みます。なお、その制定に当たっては、現行の地域公共交通確保維持改善事業費補助制度（欠損補助）を維持したうえで、県・市町の財政負担が極力抑制されたものとなるよう、制度の設計及び必要な予算の確保を望みます。

### ○公共事業予算の十分な確保とは

離島地域の生活と産業・経済の安定・向上のためのハード事業に係る財源について、離島振興法に基づき十分な予算の確保を望みます。

## 【3 離島特別区域制度について】

### ○離島特別区域制度の早期創設とは

離島という不利条件の中で産業の振興や交流人口の拡大等を目指すには、規制の特例措置だけでは不十分であり、税制・財政・金融上の支援措置等が不可欠であります。離島振興法第18条の2に基づき早期の制度創設を望みます。

## 5 再生可能エネルギーの導入による地方創生の取組促進について

【経済産業省、国土交通省、環境省、総務省】

### 【提案・要望の具体的内容】

#### 1 分散型エネルギーを活用した国境離島の振興について

本県では、平成24年度から、対馬市と連携して「エネルギー自立の島」を目指し、豊富にありながら低利用にとどまっている森林バイオマス等の地域資源を活用した、再生可能エネルギーの導入促進による対馬プロジェクトに取り組んでいる。

東日本大震災以降、一極集中型の電源構成が見直され、分散型エネルギー供給体制の確立が求められているが、この取組は「環境負荷（二酸化炭素排出量）の低減」「エネルギー自給率の向上」「エネルギー源の多様化」「環境関連産業の育成による地域活性化」「国境離島のエネルギー供給網の強靱化」等、わが国の経済全体に与える実質的メリットが大きく、国におかれても、これを強力に推進し、他地域への波及が可能となるよう、以下の事項を実現すべきである。

- (1) 独立電源の大型離島を対象とした、分散型エネルギーの導入を核とするエネルギー対策の総合事業を国プロジェクトとして推進すること
- (2) 離島における再生可能エネルギーの導入に伴う系統安定化のための蓄電池の整備やエネルギーの転換・貯蔵・輸送が可能な水素エネルギー技術の実証支援等を拡充するとともに、地域型木質バイオマス発電については、固定価格買取制度における出力制御の対象から除外すること
- (3) 離島におけるローカルマネジメント法人による再生可能エネルギーを活用した発電事業等を制度化するとともに、同事業を離島振興法第20条に規定される地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象とすること
- (4) 電力システム改革の実施にあたっては、本土地区に比べ発電コストが高い離島において、引き続き安心して電気を使えるよう、離島以外の地域と遜色ない料金での安定供給を保障する措置を確実に講じること

#### 2 温泉街におけるバイナリー発電の導入促進について

本県では、雲仙市小浜地区において、民間事業者による主体的な取組として、未利用温泉水を活用したバイナリー発電事業が進められているほか、地元の温泉旅館事業者等と連携して、視察者の誘致、未利用温泉水の二次利用による地域づくりにも新たに取組もうとしている。

この取組は、地熱資源の観光等、他分野への二次利用による波及効果とともに、安定電源とされているにも関わらず遅々として普及しない地熱の活用促進にもつながる、わが国の温泉街での先駆的な取組となることから、自家消費型バイナリー発電設備の導入について助成制度を拡充すること。

### 3 スマートコミュニティ普及のための規制緩和等について

本県では、県内企業と連携して、省エネルギー製品を組み込んだスマートハウスやそれらからなる省エネルギー団地の構築によるビジネスモデルの創出に取り組んでいる。

こうしたスマートコミュニティ普及のための取組は、エネルギーコスト対策のみならず、環境・エネルギー産業の振興にもつながることから、地域や家庭で発電した再生可能エネルギーを区域内で融通しあったり、余剰電力をとりまとめて販売したりできるよう、規制緩和をより一層進めるとともに、新制度を創設すること。

### 1 分散型エネルギーを活用した国境離島の振興について

(1) 離島は、我が国の領海、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用・管理、自然環境の保全など重要な役割を担っています。一方、離島地域は恒常的な人口減少、少子高齢化に直面し基幹産業である農林水産業が低迷するなど、離島を取り巻く環境は厳しい状況となっております。

そこで、独立電源の大型離島をモデルとした分散型エネルギーの導入によるエネルギー対策の総合事業を国のプロジェクトとして位置付け推進していただくことを求めます。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進のためには、一層の電力系統の増強・安定化を図る必要があります。については、電力系統側への大容量蓄電池設置、水素エネルギーへの転換・貯蔵・輸送技術の離島における実証事業への支援拡充、固定価格買取制度の見直しに伴う地域型木質バイオマス発電に対する出力制御について対象から除外することを求めます。

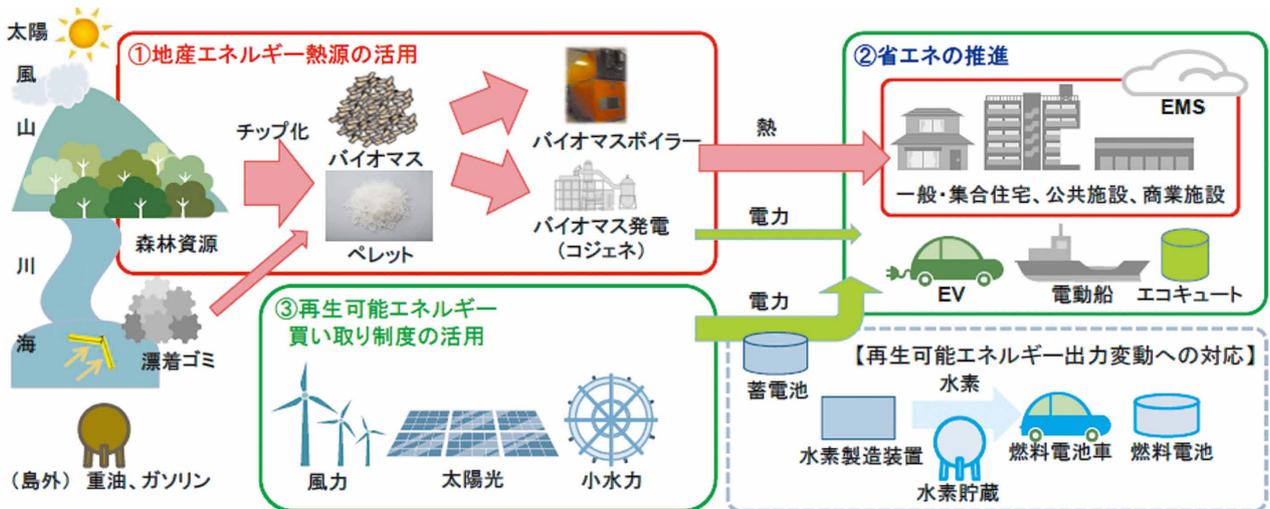
(3) 国では、自治体、地域企業等が共同でローカルマネジメント法人を創設し、地域資源を活用して、地域の施設に電力、熱、省エネルギーサービスを提供する制度について検討されています。

一方、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令においては、下記の業態に対してその優遇措置が認められています。

- ・事業税（製造業、旅館業、情報サービス業、個人の営む畜産業・水産業・薪炭製造業）
- ・不動産取得税（製造業、旅館業、情報サービス業）
- ・固定資産税（製造業、旅館業、情報サービス業）

離島における再生可能エネルギーの導入による地域活性化につなげるため、ローカルマネジメント法人に対しても措置の対象にすることを求めます。

(4) 本県の離島地区においては、燃油について、自由化により、本土地区に比べ実際に価格が高くなっており、大きな負担を強いられています。電力システム改革では、電気事業法附則（平成25年11月20日法律第74号）第11条第5項第8号において、「離島における電気の利用者が離島以外の地域と同程度の料金により電気の供給を受けることができるようにするための措置及び離島における電気の安定供給を確保するための措置」を政府が検討を加え、その結果に基づき講じることとなっています。については、実効性のある必要な具体的な措置を講じることが求めます。



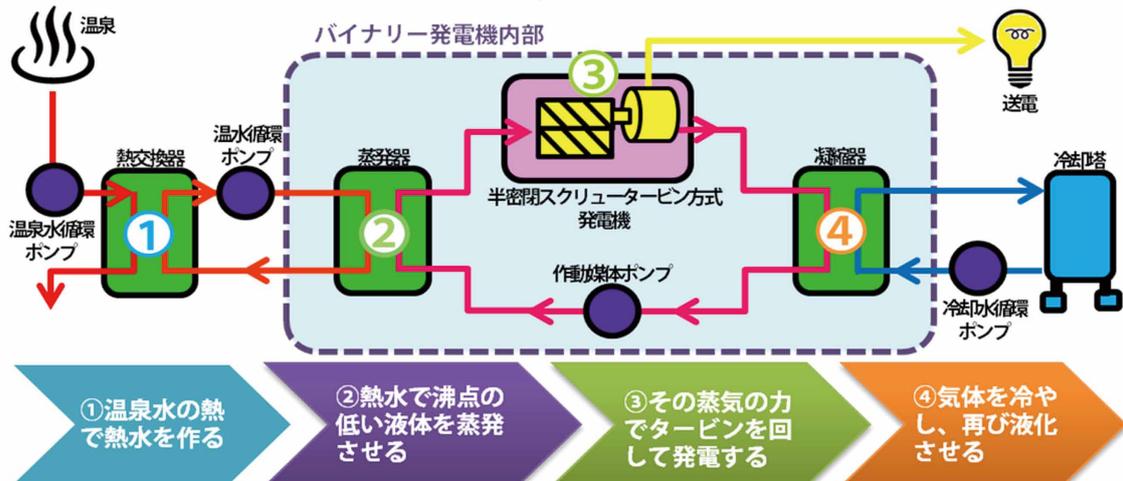
## 2 温泉街におけるバイナリー発電の導入促進について

未利用温泉水は、熱や発電としての活用が可能であり、観光産業施設の省エネ化など、エネルギーの地産地消に大きく貢献することが期待できます。

本県においても、未利用温泉水の利活用を目的とした社団法人が設立され、温泉熱発電の実証試験も行われており、積極的な取組がみられております。この温泉熱発電を各地域・旅館等へ水平展開し、地熱エネルギーの有効活用を身近で実証してみせるためには、自立分散型（自家消費型に限る）の小型発電等施設が必要ですが、未だ高価であることから、民間事業者が導入する際の支援制度の拡充を求めます。

# バイナリー発電のしくみ

- 温泉水で沸点の低い液体を沸騰させ、その蒸気力でタービンを回して発電する方式のこと。発電能力は小さく、小規模ではあるが、既に湧出している温泉水を使って発電が可能。



### 《温泉バイナリー発電の特徴》

- CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出量が極めて少ない、環境にやさしい発電システム
- エネルギーの源が枯渇しない、再生可能エネルギーを利用（半永久的に利用可能）
- 今まで捨てられていた、未利用温泉水の有効活用（新規井戸の掘削が不要）
- 太陽光や風力発電と違い、天候の影響を受けず、安定した電力の供給が可能

### 3 スマートコミュニティ普及のための規制緩和等について

これまでの大規模集中型エネルギーシステムから、分散型エネルギーシステムへの転換を推進するためには、再生可能エネルギーの特性に応じたエネルギーの地産地消への取組が重要です。

しかしながら、大規模なビルや集合住宅が少なく、小規模集落が点在している地域においては、スマートグリッドを構築し、地域エネルギーマネジメントを運用することは容易ではありません。

そのため、このような地域においても、エネルギーの地産地消を推進するとともに、新たな産業の創出による地域活性化につなげるため、各家庭で発電した再生可能エネルギーを、区域内で融通しあったり、余剰電力をとりまとめて販売したりできるよう、規制緩和や新制度創設を求めます。

